

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.8

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所/モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務
弁護士事務所(外国法共同事業)
弁護士 堀部 忠男

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 2024年2月15日

【提出日】 2024年2月21日

【提出者及び共同保有者の総
数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ツルハホールディングス
証券コード	3391
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(海外有限会社)
氏名又は名称	メイワー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Mawer Investment Management Ltd.)
住所又は本店所在地	カナダ、アルバータ州、カルガリー、テンス・アベニュー・エス・ダブ リュウ517、スイート600 (517 10th Avenue S.W., Suite 600, Calgary, Alberta T2R 0A8 Canada)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2003年3月20日
代表者氏名	ナヒッド・ダウド
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー(カナダ)
事業内容	投資運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所/モルガン・ルイス&バッキアス外 国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03(4578)2500

(2)【保有目的】

純投資(提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する)

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,260,462
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,260,462
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,260,462
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年2月15日現在)	V	49,507,868
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.59
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.59

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
